

給水装置工事配管技能検定会受検の案内

—全国標準検定(B)—

(ポリエチレン二層管・硬質ポリ塩化ビニル管・ステンレス鋼鋼管)

主 催 公益財団法人給水工事技術振興財団

〒163-0712 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号

新宿第一生命ビルディング12階

電話 03(6911)2711(自動音声案内②)

FAX 03(6911)2716

後 援 公益社団法人日本水道協会

全国管工事業協同組合連合会

1 検定日及び検定会場

検定日及び検定会場は、開催地ごとに異なることから「開催のお知らせ」又は当財団のホームページ(<https://www.kyuukou.or.jp>)の給水装置工事配管技能検定会の検定会日程をご参照ください。

2 検定内容

(1) 学科課程 (1時間30分)

給水装置工事に関する基礎知識等について学習した後、習熟度考査を行います。

(2) 実技課程 (2時間)

配水管(ダクタイル鋳鉄管)へのサドル付分水栓の取付け、手動式穿孔機による配水管の分岐穿孔及び給水管の3管種(ポリエチレン二層管・硬質ポリ塩化ビニル管・ステンレス鋼鋼管)の切断・接合・組立についての作業を受検者各自に実施していただきます。(図-1)

なお、実技に先立ち分岐穿孔に関する模範実演を行います。

(3) 合否判定

受検者立会いのもと、判定基準(表-3)に基づき判定を行います。

3 受検資格

給水装置工事の実務経験が受検申込時点で2年以上あり、配水管の分岐穿孔及び給水管の接合等の技術に関する基本的な知識を既に有する者、又は工業高等学校等の卒業者であって配管実技を履修している者。

また、下記の資格を取得されている者は、実技課程における給水管の切断・接合・組立についての作業の免除を受けることができます。

(1) 水道事業体が実施した給水装置の配管技能の実技に関する試験合格者又は講習会修了者

(2) 公益社団法人日本水道協会地方支部、都府県支部が実施した給水装置の配管技能の実技に関する試験合格者又は講習会修了者

(3) 職業能力開発促進法第44条に規定する配管技能士

- (4) 職業能力開発促進法第 24 条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- (5) 職業能力開発促進法第 16 条に規定する公共職業能力訓練施設の配管科の課程修了者

4 受検申込書

受検申込書は、当財団のホームページからダウンロードするか、又は当該全管連県支部から入手してください。

5 受検料

37,000 円（消費税込み）

受検者が実技課程で使用する材料（表－1）の費用は含まれておりません。

6 払込方法

- (1) 払込先(送信先)

口座名義	配管技能検定会
郵便振替口座	00140-7-103380

振込に際しては、「郵便局」窓口にて備え付けの「払込取扱票(青色用紙)」を使用してください。

この場合において、郵便振替に要する手数料は受検者の負担とします。

また、受検料は受検に関する書類の受付後は返金いたしません。

- (2) 払込取扱票の記入について(下記、記入例を参照のこと。)

- ① 必要事項を黒のボールペンにより直筆、かい書で正確に記入してください。
- ② ご依頼人欄には、受検者本人の住所・氏名を記入してください。
なお、会社等で複数の受検者がある場合であっても、個々に受検者の氏名で払込んでください。(受検票の発行ができない場合があります。)
- ③ 払込後に窓口から返却される「振替払込請求書兼受領証」(受付印字されたもの)又はゆうちょATM「ご利用明細票」の**原本(コピー不可)**を**受検申込別紙に貼付**してください。
なお、受検料領収書は受検票とともに後日発送します。それ以前に必要な方は必ずコピーをとってください。

(記入例)

払 込 取 扱 票											
口座記号		口座番号 (右詰めで記入)				金額		千 百 十 万 千 百 十 円			
00		00	140	7	103380			¥	3	7	000
加入者名 配管技能検定会						料金		備考			
通信欄 〇〇県会場						日 附 印					
〒163-XXXX 東京都新宿区〇丁目×番×号						様					
おなまえ 給 水 太 郎						切 取 取 ら 不 い で お 出 し く だ さ い。					
(ご連絡先電話番号 03-6911-XXXX)						記載事項を訂正した場合は、その箇所(訂正印)を押してください。					
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) これより下部には何も記入しないでください。						この受領証は、大切に保管してください。					

7 受検に関する書類の提出期間・提出先

受検申込書等の提出は、下記あて郵送により提出して下さい。
なお、提出期間等については「開催のお知らせ」をご参照ください。

提出先	163-0712	東京都新宿区西新宿二丁目7番1号
		新宿第一生命ビルディング12階
		公益財団法人 給水工事技術振興財団 教務部
		電話 03(6911)2711(自動音声案内②)
		FAX 03(6911)2716

8 受検票の送付

- (1) 受検票は書類審査及び受検料の払込を確認した後、当財団から直接受検者に送付します。
- (2) 受検票は破損や紛失しないように大に保管してください。

9 氏名又は住所の変更

受検に関する書類に記載した氏名又は住所に変更が生じた場合は、検定会受検地、新旧氏名（フリガナも記入のこと・氏名変更なくとも氏名は必須）、新旧住所及び生年月日をはがき又はFAXにより当財団教務部教務課あてに連絡してください。

10 受検にあたっての注意事項

- (1) 受検票は、受検当日必ず持参してください。受検票を持参しない場合は受検できないことがあります。
- (2) 受検当日は、オリエンテーション開始前までに検定会場受付にて受検手続きを行ってください。
遅刻者は、原則として受検を認めません。

11 個人情報の取扱いについて

(1) 個人情報の適切な保護と管理者

当財団は、次の者を個人情報の保護管理者として任命し、お客様の個人情報を適切かつ安全に管理し、個人情報の漏えい、滅失又はき損を防止する保護策を講じています。

〒163-0712 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング12階
公益財団法人給水工事技術振興財団 個人情報保護管理者 事務局長 東内 浩一
メールアドレス：soumu@kyuukou.or.jp

(2) 個人情報の利用目的

取得した個人情報は、配管技能検定会の受検確認及び配管技能者証を作成するために利用いたします。

(3) 個人情報の第三者提供

当財団は、ご提供いただいた個人情報を次の場合を除き第三者に開示・提供いたしません。

- ・ご本人の同意がある場合
- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、人の同意を得ることが困難であるとき
- ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の、同意を得ることが困難であるとき
- ・国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(4) 個人情報の委託

当財団の業務の全部または一部を外部に業務委託する際、個人情報を適切に保護できる管理体制を敷き実行していることを条件として委託先を厳選したうえで、機密保持契約を委託先と締結し、お預かりした個人情報を厳密に管理しています。

(5) 個人情報を提供されることの任意性について

当財団に個人情報を提供されるかどうかは、任意によるものです。ただし、必要な項目をいただけない場合、各サービス等が適切な状態で提供できない場合があります。

(6) お客様からの開示等の申込みへの応諾

当財団に対してご自身の個人情報の開示等（利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止、第三者への提供の停止、消去）のご請求及び第三者提供記録の開示請求に関して、当財団問い合わせ窓口に申し出ることができます。その際、当財団はご本人を確認させていただいたうえで、合理的な期間内に対応いたします。

なお、配管技能検定会参加者の個人情報に関する当財団問い合わせ先は、次の通りです。

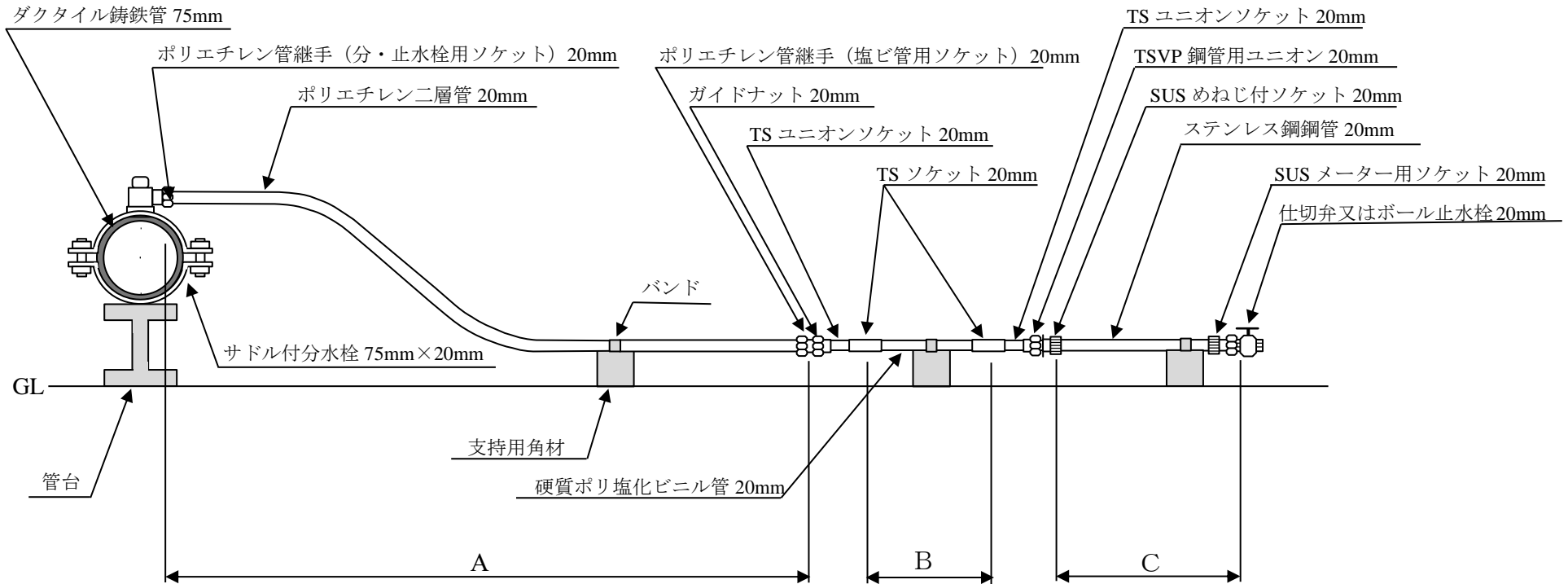
〒163-0712 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング12階
公益財団法人給水工事技術振興財団 教務部

電話番号：03-6911-2711（代表） FAX 番号：03-6911-2716 メールアドレス：kyoumu@kyuukou.or.jp
※受付時間 9:00～17:30（土曜・日曜、祝祭日、年末年始を除きます。）

図-1

実技課程の給水管配管課題図(参考)(全国標準検定(B))

(ポリエチレン二層管・硬質ポリ塩化ビニル管・ステンレス鋼管)



(注) 上記3管種以外の給水管を使用する場合は課題図が変更になります。

留意事項

- (1) 給水管は、第1次判定が行われた後、各自撤去すること。
- (2) サドル付分水栓は、第2次(最終)判定が行われるまで設置したままとすること。
- (3) 給水管は、水圧に耐えられるように、各自固定を行うこと。
- (4) 水圧試験を行う際には、空気抜きを各自確実にすること。
- (5) 給水管のA、B、Cそれぞれの寸法については、当日の指示に従って切断すること。

実技課程で使用する材料及び工具類

次に示す材料及び工具類は、すべて実技課程の際になくてはならないものです。

表－１の材料については、全国管工事業協同組合連合会都道府県支部が一括して購入し、準備いたしますが、その材料費は受検者の負担といたします。また、表－２の工具類については、**各自が必ず持参**してください。なお、実技課程の際には、作業に適した服装、安全靴、ヘルメット及び作業用手袋を必ず着用してください。手動式穿孔機は、主催者が貸与します。

表－１ 実技課程で使用する材料（材料費は受検者負担）

名 称	形状寸法(単位mm)	数量	備 考
① サドル付分水栓	呼び径 75×20	1 個	JWWA B 117
② コア（銅製）	呼び径 20	1 個	〃
③ 仕切弁又はボール止水栓	呼び径 20	1 個	JIS 10K 対応品
④ ポリエチレン二層管	呼び径 20×1,500	1 本	JIS K 6762
⑤ 硬質ポリ塩化ビニル管	呼び径 20×1,000	1 本	JIS K 6742
⑥ ステンレス鋼鋼管(SUS316)	呼び径 20×1,000	1 本	JWWA G 115
⑦ ポリエチレン管継手(分・止水栓用ソケット)	呼び径 20	1 個	JWWA B 116
⑧ ポリエチレン管継手(塩ビ管用ソケット)	呼び径 20	1 個	〃
⑨ ガイドナット	呼び径 20	1 個	
⑩ TS ユニオンソケット	呼び径 20	2 個	JIS K 6743
⑪ TS ソケット	呼び径 20	2 個	〃
⑫ TSVP 鋼管用ユニオン	呼び径 20	1 個	袋ナット含む
⑬ ステンレス管継手(めねじ付ソケット)	呼び径 20	1 個	JWWA G 116
⑭ ステンレス管継手(メーター用ソケット)	呼び径 20	1 個	〃

注 1) 支持用角材、バンド及び釘については、主催者が準備します。

注 2) 給水管の切断・接合・組立作業の免除の方が使用する材料は表－１の①と②です。

表－２ 受検者各自が持参する工具類

名 称	備 考
① パイプレンチ(300 mm～350 mm) 2 個	各給水管締付け用
② モンキーレンチ 2 個又はトルクレンチ	サドル付分水栓ボルト・ナット締付け用(ラチェットレンチ可)
③ モーターレンチ 1 個	穿孔機のアダプター及び分水栓キャップの脱着用
④ パイプカッター又は鋸等	硬質ポリ塩化ビニル管の切断用
⑤ パイプカッター又は鋸等	ポリエチレン管の切断用
⑥ パイプカッター等	ステンレス鋼の鋼管切断用
⑦ 面取器	各給水管面取り用
⑧ スケール	各給水管寸法取り用
⑨ マジックペン	各給水管寸法取り用
⑩ 金槌及びドライバー	各給水管の角材支持用及び排水用ホース取付、取外用
⑪ プラスチックハンマー又は木槌	インコア打ち込み用(ポリエチレン二層管用)
⑫ 硬質ポリ塩化ビニル管用接着剤	硬質ポリ塩化ビニル管接続用(T S 接続用)
⑬ 水平器	サドル付分水栓の取付用
⑭ ウェス	各給水管接続面の清掃用
⑮ シールテープ	金属継手接続用
⑯ 養生シート(1.5m×1.5m程度)	各給水管切断等養生用
⑰ 掃除道具	作業箇所の清掃用

注 1) 給水管の切断・接合・組立作業の免除の方の持参する工具は表－２の②、③、⑬、⑭及び⑰です。

表－3

判 定 基 準

区 分		判 定 項 目
1	サドル付分水栓の取付・穿孔	サドル付分水栓取付箇所の管肌の清掃を行っているか
		サドル付分水栓が配水管に垂直に固定されているか
		サドル付分水栓の取付ボルトが片締めになっていないか
		穿孔後、キャップを上部に取付けているか
		吐出口(吐水口)に切粉排出用ホースを取付けているか
		穿孔後、切粉の排出を行っているか
2	ポリエチレン二層管の接合	継手の締付けが適切か
		無理なねじれや曲がり、又は課題寸法と著しい誤差が生じていないか
3	硬質ポリ塩化ビニル管の接合	必要以上に接着剤を塗布したため、外部に多量に流出していないか
		接合部の差込み長さ不足、又は切管長さが適切か
4	ステンレス鋼管の接合	パイプレンチ等の締付け等による深い傷が生じていないか
		加工及び接合が適切に行われているか。
		切り管長さが適切か
5	外 観	接合した給水管が蛇行していないか。又は、仕切弁(ボール止水栓)が垂直に設置されているか
		給水管が支持台へ固定されているか
6	材料の確認	給水管、継手等を破損させていないか
<p>上記1～6の項目が適切に行われていない場合は減点の対象となります。 持ち点を100点とし、減点の結果、基準の点数に達しない場合は不合格となります。</p>		
7	サドル付分水栓及び穿孔機が適切に取扱われていない場合	
8	穿孔が完全に行われていない場合	
9	コアの装着が完全に行われていない場合	
10	水圧試験により漏水が生じた場合	
11	規定時間内に分岐穿孔及び給水管の接合が終了しなかった場合	
<p>上記7～11の項目に該当する場合は不合格となります。</p>		

注1) 給水管の切断・接合・組立作業の免除の方の判定項目は表－3の1、7、8、9、10及び11です。